

東広島市立龍王小学校 生徒指導規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、東広島市立龍王小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的、自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校・登校班の編成)

第2条 登下校は、社会の一員として、交通ルール・マナーを守って安全に行う。

- ① 登校は、登校班で行う。下校については行事等の関係に合わせて学年・学級下校となる。
- ② 登校は、班長が先頭、副班長が最後尾になり一列で行う。なお下校の際は、集合場所まで一列で帰る。ただし、集合場所までに自宅がある児童は、その限りではない。
- ③ 一人で登校することが無いように、登校班で決められた集合場所、集合時刻を守る。学級下校の場合も、一人で下校することがないように、同じ地域の児童で帰ることとする。また、保護者等による迎えは、原則ウッドデッキで受け渡す。
- ④ 登校班は次のように編成する。
 - 1 登校班は、PTAの地域実行委員が主となって編成する。
 - 2 登校班の班長は、原則、その班の最高学年が務める。
- ⑤ 登下校は、原則基準服と帽子を着用する。(5月から10月はポロシャツでの登校でもよい。)
- ⑥ 登校時刻は、7時40分から7時55分の間とする。

(出席・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 出席・遅刻・欠席・早退・外出については、望ましい生活習慣づくりをするために次のようにする。

- ① 出席確認は、8時10分とし、座席についておく。
- ② 終業の後は、速やかに学年・学級下校班で下校する。但し、補充学習・指導等で、学校に残る場合は担任等が保護者に連絡をとり、校長の

許可の下、学習等を行うことができるものとする。

- ③ 遅刻及び欠席の場合は、8時までに、保護者とその事由を学校に連絡する。連絡方法は、原則として電子メールに事由を書いて届けることとする。しかし、やむを得ない場合は電話連絡でもよい。
- ④ 体調不良等による早退の場合は、担任が保護者に電話連絡をする。事前に家庭の都合等で早退をすることが分かっている場合は、前記③の遅刻及び欠席の場合と同様とする。
- ⑤ 登校後は校外に出ない。

(頭 髪)

第4条 頭髪については、児童が衛生的かつ心身ともに安定した状態で学業に集中するため、次のようにする。

- ① 頭髪の長さは、前髪は、目にかからないようにする。前髪を黒、紺、茶のピンで留めてもよい。髪が肩にかかる場合には、黒、紺、茶のゴムで束ねる。
- ② 染色・脱色・各種パーマ・着毛・整髪料は、禁止する。但し、疾病等の理由があれば、その限りではない。

(化粧、装飾・装身具)

第5条 化粧(色つき・匂いつきリップも含む)をしたり装飾・装身具を身に付けたりしない。

(服 装)

第6条 基準服等の服装は、児童が衛生的かつ心身ともに安定した状態で学業に集中できるようにするために次のようにする。

- ① 服装は、基準服(男女兼用襟なし紺色ダブル型)、白のポロシャツ、紺色半ズボン、紺色プリーツスカート、靴下、白運動靴(ライン、ワンポイントのないもの)、とし、左胸には、学校購入の名札を付けるものとする。
- ② 半ズボン・スカートの長さは、極端に長いものや短いものは着用しない。
- ③ 靴下の色は白・黒・紺で無地のものとする。校外学習や儀式的行事等は、白を指定する。
- ④ 白のポロシャツの下には、衛生面、健康面を考慮し、肌着を着用する。肌着はポロシャツから出ないものとする。
- ⑤ 寒い日(冬)の防寒として、第6条①にある服装に、ベスト・セーター(黒・紺・白・グレーで無地のもの)、手ぶくろ、マフラー、ネッ

クウォーマー、ジャンパー、長ズボン(黒、紺)、ウインドブレーカー等を必要に応じて着用してもよい。登下校時は、ベスト、セーターは、基準服の中に着ること。校内では、ベスト、セーターで過ごしてもよい。マフラー、ジャンパー、ウインドブレーカー等は、登校後ランドセルの中に入れることとする。

- ⑥ 体育時の服装は、体操白シャツ(校章マークの下に記名したもの)、クォーターパンツ(紺色)、赤白帽子(あごひも付き)とする。水泳の水着は、スクール水着(黒・紺)とする。
- ⑦ 上靴は、白色を基調とし、かかと部分と前のゴムの部分の2箇所に記名し、かかと部分を折らずに履く。

(持ち物・学習用具、不要物など)

第7条 自分の持ち物には、すべて記名する。

- ① 飾りのない筆箱(3年生以下は原則として箱型)には、2B、Bの鉛筆5・6本(飾りがないもの)、赤青鉛筆(高学年から赤ペン、青ペンも可)、ラインマーカー(高学年)、消しゴム(白・黒・匂いがいいもの)、15cm程度の定規を入れておく。
- ② 1・2年生の下敷きは、硬筆用ソフト透明下敷きを使う。3~6年生については質素なものを使う。
- ③ 道具箱・道具袋には、のり、はさみ、色えんぴつ(クーピー)、クレヨン、名前ペン(ネームペン)等を入れておく。
- ④ ランドセル・筆箱・学用品に、キーホルダー・鎖・鏡等の飾りを付けない。
- ⑤ 読書用の本の持ち込みは可能とする。ただし、マンガ類は禁止する。
- ⑥ 携帯通信機器全般、パソコン、ゲーム、化粧品、お金、菓子、刃物等の危険物、その他、学校での学習活動に不必要なものの持込は禁止する。

(校内の生活)

第8条 校内では、落ち着いて過ごすとともに安全面に注意する。

- ① 時計を見て、早めの行動を心がける。
- ② 廊下は、静かに右側を歩く。特別教室への移動は、担任等が先導し、2列で移動する。
- ③ 校内放送は、動きを止め、立ち止まって聞く。
- ④ 校舎内で出会った人には、気持ちのよい挨拶をする。

- ⑤ 流しで、習字道具や絵の具道具は洗わない。家庭で洗って持ってくる。

(授業)

第9条 授業に対して、意欲的に取り組み、学力向上をめざす。

- ① 時間を守る(着席をしてチャイムを聞く)。
- ② 授業前後の挨拶や呼名時の返事は、気持ちのよい声と態度で行う。
- ③ 授業終了のチャイムが鳴るまでは、教室から出ない。
- ④ 授業を妨害(私語、立ち歩き、奇声、暴言、教師の指示に従わない等)はしない。

(休憩時間)

第10条 大休憩は、原則、体力向上、仲間作りをめざし、外に出て遊ぶ。昼休憩は、外遊び、読書、自主学習、担任等による補充学習、その他の取組(委員会活動、球技練習等)をして過ごす。

- ① 休憩時間は、ボールや遊具等、図書室等を積極的に活用し、有意義に過ごす。その際には、別に定める、「遊びのきまり」、「図書室利用のきまり」を守る。

(保健室の利用)

第11条 体調がすぐれないとき、けがをしたときの観察・休憩や救急処置等を施す場合において保健室を利用することができる。保健室利用にあたっては次のように定める。

- ① 利用時間(観察・休憩)は、原則1時間程度とする。体調の回復が見込めない場合は学校から保護者に連絡をし、保護者が迎えにくる。怪我をして病院へ行く必要がある場合は、保護者との連携のもと病院に連れて行く。
- ② 児童は、保健室を利用する際には、その趣旨を必ず担任に伝える。緊急の場合においては、その限りではない。
- ③ 保健室を利用する児童に対して養護教諭は、体温・脈拍・顔色・外傷等の確認を行う。休憩等の必要がある場合は、担任との連携をし、保健室で適切に休憩等をさせる。休憩の必要がないと判断された児童は、休憩ができない。

(給食)

第12条 給食は、清潔を心がけ、マナーを守り、おいしく食べるために、次の点に気をつける。

- ① 石鹸で手を洗う。

- ② 机の上・配膳台をきれいにふく。
- ③ 給食当番は、エプロン・マスク・帽子を正しく付ける。
- ④ 配膳中は、読書などをして静かに待つ。
- ⑤ 給食放送が終わった後に、食べた児童から片付けを行う。
- ⑥ 片付けが終わったら歯磨きをする。
- ⑦ 合掌の後、掃除に備え、机を後ろに下げる。
- ⑧ 午後1時までにはワゴンを運ぶ。

(掃 除)

第13条 掃除は、すみずみまで一生懸命行い、よりよい生活環境を作るために、次の点に気をつける。

- ① 無言で掃除場所に行き、準備、集合をする。
- ② チャイムと同時に、掃除開始し、無言で時間いっぱい掃除をする。
- ③ 掃除終了のチャイムまでに片付けをし、並んで、掃除の振り返りをする。

第3章 校外での生活に関すること

(校外での生活)

第14条 校外での生活は、保護者責任を基本とするが、保護者・地域・学校の三者で児童の健全育成を図っていく観点から、次のように規定する。

- ① 課業日で早く下校した場合は午後3時、休日は午前10時までは、自宅で過ごす。保護者と一緒の場合は、この限りではない。
- ② 昼食時間は、自宅で過ごす。保護者と一緒の場合は、この限りではない。
- ③ 決まった時刻までに、帰宅する。
 - ・ 新年度始業日 ～ 9月30日 午後6時
 - ・ 10月1日 ～ 春休み最終日 午後5時
- ④ 第7条⑥にあった学校への不要物の持ち込みは、放課後や休日であっても認められない。
- ⑤ 友だちの家で遊ぶ場合は、次のことを注意する。
 - ・ マナーを守り、迷惑をかける。
 - ・ 大人が留守の家の中では遊ばない。
- ⑥ 子どもどうして、物(カード、ゲーム等)の貸し借り、交換、あげたりもらったりしない。
- ⑦ 金銭の貸し借り、おごり合いはしない。
- ⑧ 次の場所には、子どもだけで行かない。
 - ・ スーパー、コンビニエンスストア、映画館、ゲームセンター(コーナー)、カラオケ、飲

食店、ボーリング場 等

- ・ 校区外、川、ため池 等

- ⑨ 花火・爆竹・ライターやエアガン・電動ガン等、刃物等を使った危険な遊びはしない。
- ⑩ 自転車は4年生での交通安全教室を受けた後、交通ルールを守り、安全に気をつけて乗る。また、次のことを守ることとする。
 - ・ ヘルメットをかぶる。
 - ・ 横断歩道や踏切は、自転車を押して渡る。
 - ・ 国道は、自転車に乗らない。
- ⑪ マンション等の駐車場や他の家庭の敷地内、家の前の道路、踏切、線路内、畑・水田で遊んだり、迷惑をかけたりの行為をしない。
- ⑫ パソコン、携帯電話等の通信機器を使用する場合は、保護者の責任で、適切な管理下(家庭でのルールの確認、フィルタリング等の設定)のもと使用をする。SNSの書き込み、画像や動画の公開・送信等の不適切な使用法を禁止する。
- ⑬ 万引き、窃盗、器物破損(故意)、喫煙、薬物乱用、飲酒、火気乱用、夜間徘徊、暴力行為等の問題行動(触法行為)はしない。
 - ・ 児童の反省・更正・成長のため、警察と連携をとることがある。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

第15条 「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、児童が校内及び校外で問題行動を起こした場合は、よりよい生活を送るために、基本的対応を別途定める。なお、必要に応じて関係機関(教育委員会、警察等)と連携をとる。

第5章 規程の周知、施行に関すること

(規程の周知)

第16条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とするPTA総会、懇談会等を通して直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

(規程の施行)

第17条 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附則(平成31年規程改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和4年規程改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和5年規程改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和8年規程改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

龍王小学校生徒指導規程

第 15 条により、次の通り定める

別表

問題行動種別		指導内容
1	持参物	<p>○不要物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に必要な物を持ってくる
2	学級・学年での活動等の授業及び朝の会等の	<p>○授業妨害（注意をしても改善が見られない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私語 ・立ち歩き ・奇声 ・暴言 暴力 ・指示に従わない 等 <p>○テストにおける不正</p>
3	いじめ	<p>○いじめ（加害者）</p>

4	触法行為	<p>○触法行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万引き ・窃盗 ・器物破損（故意） ・喫煙 ・薬物乱用 ・飲酒 ・火気乱用 ・夜間徘徊 ・暴力行為等 ・その他 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事実確認 2 警察連携 3 個別指導（本人，担任，学年主任，生徒指導主事等） <ul style="list-style-type: none"> ・反省文を書かせる 4 学校面談（本人，保護者，担任，学年主任，生指導主事，教頭，校長） 5 継続指導 <ul style="list-style-type: none"> ・担任は日々様子を学年主任等に報告するとともに適宜保護者連携する。 <p>* 一緒にいた児童についても同じような指導をすることを基本とする。</p> <p>* 触法行為については警察連絡を原則とする。</p> <p>* 故意による器物破損の弁償については、保護者負担とする。</p>
	5	その他	<p>○学校のきまり等に違反する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通マナー，ルールの違反 ・服装等の違反 ・帰宅時刻 ・遊びのマナー，ルールの違反 ・児童だけの入店 ・金銭貸し借り，おごり合い ・物の貸し借り，交換 ・情報機器の不適切な使用 <p>○個別指導に相当する事案</p>